

令和7年度ジェンダー平等のための「大人の学び・やりませんか？」 事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度ジェンダー平等のための「大人の学び・やりませんか？」事業

2 業務の目的等

- ・ 令和2年国勢調査によると、管理的職業に従事する者に占める女性の割合は、滋賀県は14.4%、全国で37位と低い状況である。また、令和4年就業構造基本調査によると、女性の有業者に占める非正規雇用者の割合53.1%、全国1位と高い状況である。
- ・ ジェンダー・ギャップについては、固定的な性別役割分担意識など、心理的な側面が大きな影響を及ぼしており、それが、若い女性が地方から流出する一因ともいわれているところである。そのため、働く場におけるジェンダー・ギャップの解消は喫緊の課題である。
- ・ 多くの職場で、これまで積極的に学ぶ機会が少なかった「ジェンダー平等」について、様々な視点から学び考える機会を提供することで、企業をはじめ社会全体のジェンダー平等に向けた理解を加速させる。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1)ジェンダー平等についての理解を深めるためのオンライン配信用講座動画作成

- ・ 内容
 - 働く場におけるジェンダー・ギャップの解消、ジェンダー平等についての意識改革に資するよう、企業・団体の職員等がオンラインで講座を受講するための動画を作成する。
 - 下記①～⑤の1テーマあたりそれぞれ20分程度、計5本の動画を作成すること。
(テーマ)
 - ① アンコンシャス・バイアス
 - ② 男性育休について考える
 - ③ 家事シェアについて考える
 - ④ 女性の健康について考える
 - ⑤ アフターバース講座
- ・ 主な動画視聴対象者：県内企業・団体の職員等
- ・ 動画作成にあたり、受託者において、適切な講師を選定・手配することとし、講師の選定および内容の決定にあたっては、県と協議し調整すること。講師への謝金および旅費の支払いについては受託者において行うこと。
- ・ 動画撮影(作成)に際して必要な一切の設備、人材、教材、資料を受託者において準備するものとする。

- ・ 動画は、令和7年10月24日までにDVD等の記録媒体に記録し、納品(MPEG-4形式(HD画質、音声あり))すること。
- ・ 動画の内容は、契約締結後、県と協議し調整のうえ作成することとし、受講者の興味・関心を引き付ける内容となるよう工夫すること。
- ・ 動画は、県において、県女性活躍推進課の公式YouTubeチャンネルに掲載し、県のホームページ等に掲載ページを作成する予定であるため、複数年度使用できる内容とすること。
- ・ 作成した動画の周知・広報のためのチラシを8,000部作成すること。作成するチラシには、県が指定するアンケート回答用QRコード等を入れること。事前にチラシ案を提出し、県の承認を得ること。受託者は、チラシのPDFデータをDVD等の記録媒体に記録し、令和7年10月24日までに県に納品すること。
- ・ チラシは複数年度使用可能な内容とすること。
- ・ チラシのデザイン費、作成費用は受託者が負担する。
- ・ ホームページ掲載用バナー画像およびYouTubeに掲載する動画のサムネイル画像を動画ごとにそれぞれ作成し、CD-R等の記録媒体に記録し、令和7年10月24日までに納品(JPEG形式)すること。
- ・ 各画像制作にあたり使用した素材について、一式全てをCD-R等の記録媒体に記録し、令和7年10月24日までに納品(JPEG形式)すること。

(2) 若い世代とのジェンダー平等についての意見交換会(ワークショップ)開催

- ・ 内容
 - ジェンダー・ギャップの解消、ジェンダー平等のための意識改革に資するよう、学生等若者世代と県内企業・団体の職員等社会人が、今後の滋賀県のジェンダー平等について意見交換会(ワークショップ)を開催する。
 - 意見交換会開催にあたり、下記の①～⑤の業務を行う。
 - ① 意見交換会開催に係る企画・立案、開催準備、ファシリテーター等の手配および謝金・旅費の支払い
 - ② 意見交換会開催に係る広報チラシ作成(印刷物デザインを含む。)および参加者申し込み受付
 - ③ 意見交換会会場設営・運営(会場レイアウト作成、会場設営、進行シナリオ作成、運営)
 - ④ 意見交換会配布資料の準備、進行、アンケートの実施、議事録の作成
 - ⑤ その他、県との打ち合わせ等、意見交換会開催に必要な業務
- ・ 開催場所 参加者の利便に配慮しつつ、県が確保し指示する会場にて開催すること
- ・ 実施形式 対面、ワークショップ形式
- ・ 参加対象者 県内在住の若者世代および企業・団体の職員等
- ・ 実施回数 1回
- ・ 実施時期 契約締結日から令和8年1月31日までの期間のうち1日
- ・ 実施時間 2時間程度
- ・ 定員 30名程度(若者世代と企業・団体からの参加者がそれぞれ半数程度)

- ・意見交換会については、ファシリテーター等を設置するなど参加者全員から積極的に意見が出るプログラムとし、内容については、県と協議の上決定すること。
- ・参加者に対してアンケートを実施し、結果を集計して県に報告すること。アンケートの内容については、県と協議のうえ作成すること。
- ・広報のためのチラシを1,000部作成すること。デザイン費、作成費用は受託者が負担する。
- ・受託者は、チラシのPDFデータをDVD等の記録媒体に記録し、開催日の1か月前までに県に納品すること。

(3)意見交換会レポート作成

- ・内容:講座で出た意見や内容について、県ホームページなどで周知啓発に用いるため、A4サイズ2〜3ページ程度のレポートを作成する。
- ・レポートは、グラフィックレコーディングの手法等により意見や内容をわかりやすくまとめること。
- ・レポートは、校正を2回行うこととする。
- ・納品方法:電子データを納品すること(PDFデータおよびai形式データ)。
- ・レポートに受講者の顔や氏名等個人情報が含まれる場合は、受講者から事前に同意を得ること。
- ・納入期限:令和8年2月28日

5 成果物

納品する成果物は、次のとおりとする。

(1)数量等

- ・本業務の実施内容や実績を示す報告書(印刷物およびCD-R)1部
- ・報告書には、上記4「委託業務の内容」の「(1)の動画(DVD等の記録媒体)、チラシ、バナー画像、サムネイル画像、および素材画像(CD-R等の記録媒体)」、「(2)の議事録、チラシおよびアンケート結果」、「(3)の意見交換会レポート」を添付すること。

(2)納入場所

滋賀県女性活躍推進課(〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1)

6 委託業務の結果報告

(1)実績報告書および業務完了報告書の提出

受託者は、令和8年3月31日までに、業務完了報告書(任意様式)を作成し、県(女性活躍推進課)に提出すること。

7 著作権等

- (1)成果物にかかる著作権法(昭和45年法律第48号)(以下、「法」という。)第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。
- なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な

範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

- (2)受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3)成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4)成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。
- (5)受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

8 秘密保護・個人情報保護

- (1)受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- (2)委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (3)また、成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4)委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

9 特記事項

- (1)受託者は、「4 委託業務の内容」の(1)、(2)および(3)の業務に付随する業務を行うものとし、業務実施にあたり、担当者を配置し、本業務の進捗を管理する。
- (2)本件「ジェンダー平等のための「大人の学び・やりませんか？」事業」の委託費の支払いは、完了後に一括して支払う。企画・運営にあたっては、契約締結後、県と協議し調整のうえ実施すること。
- (3)本委託業務の実施に当たり、責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを県に書面で報告すること。
- (4)本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- (5)本業務を通じて得た個人情報は、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- (6)本事業を実施するにあたり、事業の中で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (7)その他、仕様にない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。